

匝瑳市個人情報保護条例及び匝瑳市情報公開条例の改正について

1. 条例改正の趣旨

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）」が平成29年5月30日に施行されました。

国では、個人情報保護条例の見直しについては、「個人情報保護に関する方針」（以下「基本方針」という。）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）等の内容を踏まえることとしています。

また、今回の法改正を踏まえ、この基本方針が一部変更され、個人情報保護条例の見直しに当たって、「特に行政機関個人情報保護法を参考としつつ、**個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項**について留意することが求められる。」と記載されています。このため、法改正等の趣旨を踏まえ、匝瑳市でも適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例を改正します。

2. 法改正の概要

(1) 個人情報の定義の明確化

法改正により、個人情報の定義が明確化され、指紋・顔認識データ、旅券番号等の「個人識別符号」が個人情報に該当することが明確化されました。

- ・身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号（DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋又は掌紋）
- ・特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等）

(2) 要配慮個人情報の取扱い

ア 要配慮個人情報の定義

改正前の個人情報保護法に基づき、多くの地方公共団体において、いわゆるセンシティブ情報の収集が制限されていたことなどを踏まえ、法改正により要配慮個人情報が定義されました。

- ・ 信条
- ・ 人種
- ・ 社会的身分
- ・ 犯罪の経歴
- ・ 刑事事件に関する手続
- ・ 少年の保護事件に関する手続
- ・ 犯罪により害を被った事実
- ・ 病歴
- ・ 心身の機能の障害
- ・ 健康診断等の検査結果
- ・ 医師等からの指導、診療、調剤

イ 個人情報ファイル簿等への記載

行政機関個人情報保護法の改正により、国の行政機関において、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識し得るようにするため、個人情報ファイル簿等（個人情報ファイル簿や個人情報取扱事務登録簿等のことをいいます。）に要配慮個人情報の有無を記載することとされました。

(3) 非識別加工情報の仕組みの導入

行政機関個人情報保護法が改正され、国の行政機関が保有する個人情報について、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障が生じない範囲で、非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を事業者に提供する仕組みが導入されました。

3. 匝瑳市個人情報保護条例及び匝瑳市情報公開条例の改正の概要

資料 3 - 1、資料 3 - 2、資料 3 - 3

4. 条例改正のスケジュール

- ・平成 31 年 3 月定例会へ上程
- ・平成 31 年 4 月 1 日施行